

コクチバス駆除総合対策・進捗状況管理シート

参考資料

駆除対策	目標設計	進捗状況	今後の方針
(1)生息実態の正確な把握			
①漁協組合員や遊漁者からの生息情報等を県に集約 (実施主体:漁協)	□ 漁業に伴う混獲、春の繁殖候補地のパトロールや越冬地での刺し網漁などでコクチバスが発見された場合には、情報共有を図り、県へ集約 □ 買取のため持ち込まれた際に遊漁者から得られた捕獲情報等を各漁協から県へ集約	□ 令和6年の生息情報 23(生息を確認した件数)／33(集約された情報の件数) (長良川流域10地点、揖斐川流域5地点、木曽川流域7地点) □ 漁協や遊漁者ばかりでなく国土交通省や市町村からも情報提供あり	□ 組合員や遊漁者からのコクチバス生息情報を県に随時報告 □ ダムやため池管理者においても生息情報等あれば随時、県に情報共有 □ 県は、コクチバスに関する情報収集を継続的にに行い、得られた情報は関係機関に共有 □ 新たな生息場所に関する情報が得られた場合には、関係機関で現地調査を実施
②環境DNA分析によるモニタリング(監視) (実施主体:県)	□ 河川やため池、ダムを迅速かつ効率的に調査するとともに木曽川、長良川、揖斐川それぞれ四季毎に20箇所程度の定点モニタリングを実施 □ 【合計(目標値)】 500地点 【内訳】 ・河 川:240地点 (3流域×20地点×4四半期) ・ため池:148地点 (貯水量の多い上位10%のため池) ※改修工事中や私有地(管理地)内のため池は除く ・ダム湖: 35地点 (到達不能なダムを除く全てのダム) ・その他: 77地点 ※長良川流域のため池(173地点)に関してはR5に分析済1地点(西坂ため池・郡上市)で陽性→駆除済	□ 環境DNA分析の進捗状況(R6.12月5日現在) □ 【合計(実績値)】 360地点 (進捗率 72.0%) 【内訳】 ・河 川:129/240地点 (53.8%) ・ため池:148/148地点 (100.0%) ・ダム湖: 32/35地点 (91.4%) ・その他: 51/77地点 (91.1%) 【結果】 ・河 川: 17地点で陽性 ・ため池:148地点で全て陰性 ・ダム湖: 2地点で陽性	□ 木曽川、長良川、揖斐川の河川定点モニタリングについて、地点数を増やして継続実施する予定(R7年度開始) □ 新たに環境DNA分析により陽性反応が確認された場合には、コクチバスの生息状況を目視・捕獲等で把握し、関係者(地元漁協、管理者、市町村等)と協議した後、駆除を実施 □ 新たな生息情報が得られた場合(特に目撃したか捕獲できなかった状況など)、既知の分析結果がない場合には、緊急に環境DNA分析調査を実施
③ドローンや魚探を活用した生息調査 (実施主体:県漁連(県委託事業))	□ 県漁連の駆除作業専門チームは魚群探知機と水中ドローンによりコクチバスの魚影等を探索 □ 越冬地での刺し網の際に有効な場所情報を提供するため魚探と水中ドローンを活用	□ 令和7年1月までに水中ドローン1台を導入予定	□ 令和7年1月から越冬深場での刺し網などによる駆除のため、水中ドローンを用いた魚影探索を実施
④生息情報と駆除作業結果をデータベース化して生態研究 (実施主体:県)	□ 環境DNA分析によるモニタリング結果やコクチバスの生息情報、駆除作業の成果を、地理情報システム(GIS)を活用しデータベース化して分析することで駆除戦略を立案	□ 操船駆除地点に関する位置情報を取りまとめて可視化させるため、操船データを蓄積 □ 操船駆除による捕獲場所についても、河川やダム湖でのデータを蓄積	□ 各生息場所に応じた効率的な駆除戦略立案のために必要となるデータをさらに蓄積 □ データの蓄積に応じ、生息状況や駆除進捗状況を今後、可視化
⑤県内の全てのため池・ダム湖での目視調査 (実施主体:県、市町村、ダム管理者)	□ 密放流された恐れのある県内の全てのため池・ダム湖において、市町村やダム管理者が蔓延状況を把握するための実態調査を実施し県へ集約	□ 【合計(実績値)】 347／377地点 (進捗率 92.0%) 【内訳】 ・ため池: 315/342地点 (92.1%) ・ダム湖: 32/35地点 (91.4%) 【結果】 ・ため池の2地点で確認・駆除(長良川流域) ・ため池・ダム湖で目視確認なし(木曽川・揖斐川流域)	□ ため池やダムの管理者は施設点検の際、目視調査の実施を継続 □ 生息が疑われる場合には環境DNA分析による調査を実施

コクチバス駆除総合対策・進捗状況管理シート

参考資料

駆除対策	目標設計	進捗状況	今後の方針
(2)流域が一丸となって全ての生息場所で駆除実施			
①漁協組合員による鮎の網漁などでの混獲駆除 (実施主体:漁協)	- 鮎の網漁やたくり漁など漁協による混獲駆除を促進 - 生息分布情報等の周知による混獲駆除の効率化	- 鮎対象の網漁によるコクチバス混獲報告の増加 令和5年:3漁協・3地点 → 令和6年:7漁協・9地点 - 刺し網で混獲される場合が多い傾向	得られた情報は県漁連に集約するとともに、各漁協及び県に情報共有
②遊漁者等からの買取(補助金) (実施主体:漁協、県漁連)	県漁連は傘下の全漁協を対象に全国最高値の2,000円/kgで遊漁者等によるコクチバス買取を促進	- 令和5年度(1年間の実績) 2,437尾、1,037kg 平均426g - 令和6年度(R6.10月までの実績) 4,921尾、1,569kg 平均319g - 買取場所は遊漁(釣り)が成り立つほど、高密度でコクチバスが生息している岩屋ダム(馬瀬川下流漁協)が中心	- 引き続き、買取を実施 - 管内漁場で生息が確認されている漁協において、買取の促進及び遊漁者からの情報収集の強化
③春の繁殖候補地のパトロールと親魚の駆除(補助金) (実施主体:漁協)	漁協が繁殖場所をパトロールし、卵を守る親魚の駆除や産卵床の破壊を実施することで繁殖抑制	- 産卵床パトロール研修会 漁協等関係者を集めた産卵研修会を計3回実施し7漁協に伝達 ・岩屋ダム管理事務所(令和6年5月10日) ・長良川中央漁協(令和6年5月29日) ・長良川漁協(令和6年5月31日) - 長良川流域での駆除 ・繁殖が進んでいない長良川での繁殖を防ぐため、本川上・中流域の3漁協(郡上、長良川中央、長良川漁協)で産卵床監視を実施 ・長良川漁協(長良川中流域・岐阜市)で産卵床1カ所を発見し産卵行動中の雌雄親魚2尾を駆除 - 木曽川流域での駆除 ・新境川(各務原市)で背負い式電気ショッカー駆除時に産卵床3床発見、親魚を駆除して産卵床も破壊 - 揖斐川流域での駆除 ・揖斐川本川で産卵床を守っていた親魚10尾程度をショッカーボートで駆除	- 生息確認エリアを中心に重点的に産卵床パトロールを実施するように調整 - 長良川中流域(長良川漁協)、揖斐川中流域(西濃水産漁協)、飛騨川・岩屋ダム(馬瀬川漁協)、阿木ダム・阿木川(恵那漁協)で実施できないかを検討 - 県漁連は、コクチバス産卵期(5月～)にすみやかに産卵床パトロールを実施できるよう研修会を検討し、県は確実に実施できるように支援
④繁殖地での稚仔魚の駆除(補助金) (実施主体:漁協)	産卵床を見逃し稚仔魚が確認された場合、漁協はできる限り駆除。県漁連の駆除作業専門チームは電気ショッカー操船にともなう稚仔魚の駆除を実施	- 岩屋ダムで操船駆除に伴い、6月上中旬に2日間で588尾の稚仔魚を掬い取りで駆除 - 稚仔魚は浅場の表層に集まって浮いており、目の細かい網を使えば捕獲できることを確認	- 稚仔魚が集まる場所の特徴を調査し、そのような場所を見回することで効率的な駆除の実施につなげる。 - 県は、稚仔魚の駆除を支援。コクチバスの産卵シーズンに対策を実施できるよう、研修会や補助金の手続きを確実に実施
⑤越冬地での刺し網による集中駆除(補助金) (実施主体:漁協)	- 漁協は冬季に流れの緩やかな深場集まる習性を利用し刺し網で駆除 - 魚群探知機と水中ドローンによりコクチバスの魚影を探索し、網を張る場所を決めるための情報を提供	- 刺し網を用いた試行的駆除を岩屋ダムと揖斐川で実施中(令和6年8月～) - 岩屋ダム(計6日)・揖斐川(計2日)実施し、電気ショッカーボートと併用することで様々な水深で小型魚～大型魚まで効果的に捕獲可能と判断 ・岩屋ダム(水深2-4m):ショッカー63尾、刺し網45尾 ・揖斐川(水深3-4m):ショッカー15尾、刺し網36尾	- 様々な環境条件でのノウハウを蓄積し、特に河川上流域や冬季越冬場所での捕獲へ展開 - 購入予定の水中ドローンも活用し、越冬期の長良川や揖斐川で駆除実施予定
⑥釣り大会の開催(補助金) (実施主体:漁協)	- 漁協が広く遊漁者に参加を呼び掛けた釣り大会を開催して駆除 - 県は開催する漁協を支援	現在のところ、実績なし	普及啓発効果が期待されるため、生息数の多い河川やダム湖において、まずは試行的開催を検討

コクチバス駆除総合対策・進捗状況管理シート

参考資料

駆除対策	目標設計	進捗状況	今後の方針
(2)流域が一丸となって全ての生息場所で駆除実施			
⑦捕獲したコクチバスのリリース禁止 (実施主体:県)	岐阜県内水面漁場管理委員会指示により令和5年4月1日から捕獲したコクチバスのリリースを禁止して駆除を義務化	- リリース禁止のためのチラシ類計2,040枚配布(ポスター375枚, チラシ1,665枚配布済) - 県里川・水産振興課のHP内でリリース禁止の漁場管理委員会指示を掲載	- 引き続きリリース禁止についての普及啓発を推進 - 密放流・リリース禁止看板の設置
⑧溪流等では背負い式電気ショッカーによる駆除 ⑨小河川用電気ショッカーボートによる駆除 ⑩中河川用電気ショッカーボートによる駆除 ⑪大河川用電気ショッカーボートによる駆除 (実施主体:県、県漁連)	河川の規模・流速・水深等に応じて仕様・サイズの異なる電気ショッカーを複数そろえて確実な駆除を実施	- 背負い式電気ショッカーによる駆除 - 新規で3台を納入(令和6年5月) - 新境川(木曽川流域)や曾部知川(長良川流域)の小河川で使用 【駆除実績(令和6年2月～令和6年11月)】 ✓実績日数:36日 ✓駆除尾数:116尾 - 電気ショッカーボートによる駆除 - 河川の規模・流速・水深等に応じて仕様・サイズの異なる電気ショッカーボートを複数台導入(令和6年9月末3艇体制→令和7年2月4艇体制) 【駆除実績(令和6年2月～令和6年11月)】 ✓実績日数:計239日 ✓駆除尾数:1,486尾	- 背負い式電気ショッカーを使い、曾部知川と新境川における完全駆除を目指す - コクチバスは積極的に移動しないことが分かったため、生息情報のある場所を中心に駆除を推進し、まずは長良川における完全駆除を目指す - 電気ショッカーボートと刺し網などの既存漁法を併用することで、水深に関係なく、すべてのサイズのコクチバス駆除を推進
⑫電気ショッカー(ボート含む)の貸出 (実施主体:県漁連、漁協、ため池・ダム管理者、その他の管理者)	県漁連の駆除作業専門チームは、漁協、ため池管理者、ダム管理者その他コクチバス生息地の管理者自らが駆除する場合は、管理する電気ショッカー及びボートを無償で貸出	- 貸出規定を定めた約款を整備中 - 県漁連に背負い式電気ショッカー3台を配備(6月済)、1台を貸出用として使用	引き続き運用
⑬生息確認されたため池での水抜きによる駆除 (実施主体:市町村などため池管理者)	- ため池管理者は生息が確認され次第、ため池からの流出防止措置を講じるとともに、農業用ため池の場合には水抜きにより完全駆除 - 県は駆除経費の一部を支援	- 駆除実績 - 現在までに3カ所のため池で実施 - 総駆除尾数:148尾 (西坂ため池76尾、寒洞池72尾、天池0尾) (水抜き後、環境DNA検査を実施。陰性を確認) - 機材の購入 - 水抜き駆除に備え、県は必要機材(汚泥ポンプ、発電機)を購入予定(令和6年1月)	- 生息が確認され次第、管理者はすみやかに流出防止措置を実施。水抜きによる駆除を県・駆除作業専門チームと協議し実行 - 流域チーム員と駆除作業専門チームは、ため池管理者が実施する水抜き駆除の支援 - 県は、ため池管理者による駆除作業を支援
⑭県内の全ため池で定期的な水抜きの検討 (実施主体:市町村などため池管理者)	定期的な水抜き(かい堀り)を管理者が実施するよう検討	- 市町村→農林事務所→農地整備課ルートで水抜き実施に関する情報共有を図るよう整備 12カ所のため池で定期的な水抜きを実施(令和6年4月～令和6年10月)	- 管理者は農閑期の定期的な水抜きを検討 - ため池の水抜きが実施される場合、市町村などは事前に県に対し環境DNA分析の実績を確認するよう要請 - 県は、環境DNA分析の実績を調査し、未実施の場合やコクチバスの生息が疑われる場合には、環境DNA分析を実施
⑮生息確認されたダム湖での駆除 (実施主体:ダム管理者、漁協、県漁連)	- ダム湖でコクチバスの生息が確認された場合、管理者は漁協、県漁連の駆除作業専門チームによる駆除に協力 - ダム管理者が自ら駆除をする場合、県漁連の駆除作業専門チームは電気ショッカー及びボートをダム管理者に無償で貸与	- 生息確認されたダム湖での駆除 - 岩屋ダム湖(下呂市)で5月下旬から駆除開始 - 馬瀬川第2ダム湖(下呂市)で9月から駆除開始 - 川辺ダム湖(川辺町)で令和6年度12月から駆除開始 - 他のダム湖の状況 - 新たに生息確認されたダム湖での駆除活動に向けダム管理者や漁協などの関係者と協議開始 - 県内35のダム湖で、環境DNA分析実施中(再掲)。全ての結果判明後、令和6年12月にダム管理者に結果共有済(3地点で陽性) - 岩屋ダム管理所の取組み - 刺し網による捕獲調査及び人工産卵床の設置	- 生息確認されたダム湖での駆除 - 岩屋ダム湖、馬瀬川第2ダム湖、川辺ダム湖での駆除を継続 - その他のダム湖の状況 - ダム湖の環境DNA分析で陽性反応や新たな生息が確認された場合、駆除活動を関係者と協議し実施

コクチバス駆除総合対策・進捗状況管理シート

参考資料

駆除対策	目標設計	進捗状況	今後の方針
(3)多くの目で監視することによる密放流の防止			
①生息地持出や密放流の監視体制の強化(コクチバス密放流等対応マニュアル作成) (実施主体:漁協、河川管理者、ため池管理者、ダム管理者、県、市町村等)	「密放流等対応マニュアル」を作成して広く配布 - 漁協と河川やため池、ダムの管理者は密放流とリリース禁止を周知・啓発する看板設置の許諾 - ステッカーを貼ったパトロール車で巡回、来訪者へのチラシの配布に協力	「密放流等対応マニュアル」を作成し、関係機関に配布 - 密放流とリリース禁止を周知・啓発する看板を長良川(郡上市)に4基設置中(令和6年11月完了予定) - 県漁連の公用車(電気ジョッカーボート駆除の際、使用する車)にステッカーを貼付し啓発	- 県は「密放流等対応マニュアル」修正し再度配布。管理者はパトロールを強化 - 密放流とリリース禁止を周知・啓発する看板を(候補地:美濃市、関市、岐阜市)に計6基設置予定 - 設置場所について関係機関に協力を依頼 - 監視の目がなくなる冬季の監視体制強化のため、11月中にステッカー作成、配布予定
②密放流・リリース禁止の広報・啓発 (実施主体:県) ③釣具店等への密放流・リリース禁止の啓発の要請 (実施主体:県、県漁連)	- 市町村、漁協、釣具店、河川管理者、ダム管理者など関係機関に対しポスター、チラシの配布と多くの河川利用者の目に触れる場所に看板の増設 - 河川等の既存看板と漁協や河川、ため池、ダムの管理パトロール車などに貼るステッカーの作成、SNSをはじめ多様なメディアを用いた発信 - 小中高等学校等での環境学習等の一環としてコクチバスがもたらす悪影響を学ぶための教材等を教育委員会との連携のもと作成 - 県と県漁連から県内及び隣県の釣具店に対しポスター・チラシの掲載をはじめ店内放送などでの密放流・リリース禁止と買取制度の啓発を依頼	- ポスター、チラシの配布 - 市町村、漁協、釣具店、河川管理者、ダム管理者等との関係機関に対し、計2,040枚配布(ポスター375枚、チラシ1,665枚) - 釣り具メーカー主催のアユ釣り大会でポスター掲示及びチラシ配布(チラシ500枚) - 看板増設 - 密放流とリリース禁止を周知・啓発する看板を長良川(郡上市)に4基設置(令和6年11月完了) - 情報発信 - 河川、ため池、ダムの管理パトロール車などに貼るステッカーを作成(令和6年12月完成)。河川管理者やダム管理者を中心に配布 - 岐阜市南部の全世帯対象の地域情報誌「GIFUTO通信(2024年5月号)」にて記事掲載 - 環境学習 - 水辺共生体験館(各務原市)にて環境学習「生物多様性シンポジウム」でコクチバス対策について講義(令和6年3月)。計50人の県民が参加 - クラウドファンディングの実施 - ふるさと納税を活用したクラウドファンディングに関する広報活動を2件実施(横浜市、名古屋市) - PRチラシを1万枚配布。テレビ・新聞で6件の紹介 - 事業に賛同した個人や企業より計63名からの寄付あり ✓第1弾:寄付金額152.2万円(6月～9月済) ✓第2弾:実施中(12月～2月) - 第35回 農業フェスティバルで啓発普及 - パネルの設置や清流ガード1号の展示 - 岐阜市が、マグネットステッカーを600枚作成。岐阜市畜産課、同経済部、長良川漁業協同組合などで使用 - 郡上市が、農業用ため池(8ヶ所)にコクチバスの密放流防止看板を設置 - 企業版ふるさと納税制度により60万円の寄附を受領	- 釣具店などにポスター・チラシを再配布 - 関係者が河川パトロール時に啓発できるように、関係機関にステッカーを配布(再掲) - 密放流とリリース禁止を周知・啓発する看板を美濃市、関市、岐阜市に計6基設置予定。設置場所の協力依頼(再掲) - 市町村が発行する広報誌などでの普及啓発を積極的に実施 - 県HPなどで生息状況や駆除成果などをPR - 一般県民に対して普及啓発するためのチラシ等を作成
④密放流の供給源での監視カメラ設置の検討 ⑤県内の全ダムでの監視カメラ設置の検討(実施主体:ダム管理者)	管理者は、監視カメラが設置されていれば常時監視中である旨を看板等で注意喚起。未設置であれば設置を検討・許諾するなどコクチバスの持出しを抑止するための取組みに努める。	監視カメラの設置及び注意喚起 コクチバスが生息するダム湖について監視カメラ設置に関する注意喚起ポスターを配布(令和6年5月)	- ダム湖などコクチバス生息地の管理者は監視カメラ設置を検討 - 監視カメラが設置されている場所は常時監視中である旨を看板等で注意喚起することを検討
⑥県内の全ため池での釣り禁止の検討 (実施主体:市町村などため池管理者)	- ため池管理者は立入禁止による事実上の釣り禁止と密放流の防止を検討 - 既に釣り禁止や立入禁止となっているため池については、管理者は看板設置やフェンスの設置などに努める。	釣り禁止や立入禁止の看板設置状況は(1)5で把握中	- 引き続きため池管理者は立入禁止による事実上の釣り禁止と密放流の防止を検討 - 県はため池管理者に対し立入禁止の検討と外来生物の密放流の防止措置を要請